

青森県報

第二千五百九十六号

平成十八年
二月二十七日
(月曜日)

目次

規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

訓令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 二

告示

弘前市の設置に伴う人口…………… (市興町課) …… 二

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定…………… (青少年男女共同参画課) …… 三

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉保険課) …… 三

農地法第三条第二項第五号の別段の面積の一部改正…………… (構造政策課) …… 三

公有水面埋立ての免許の申請の要領…………… (漁港漁場整備課) …… 三

流域下水道に接続し、及び下水を処理することができる公共下水道の一部改正…………… (都市計画課) …… 四

青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (経理課) …… 四

証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更…………… (出納課) …… 五

人事委員会

人事委員会規則七・五一(へき手当等)の一部を改正する規則…………… (職員課) …… 五

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則…………… (企画政策課) …… 六

規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項に次の一号を加える。

三 地方自治法の施行に関する次のこと(県営住宅の団地及びその共同施設並びに特定公共賃貸住宅及びその共同施設に係るものに限る。)

イ 指定管理者との公の施設の管理に関する協定の締結(支出負担行為であるものを除く。)

ロ 指定管理者が行う公の施設の管理の監督に関すること(第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令を除く。)

第十八条第四項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方自治法の施行に関する次のこと(県営柳町駐車場及び県営駐車場に係るものに限る。)

イ 指定管理者との公の施設の管理に関する協定の締結(支出負担行為であるものを除く。)

ロ 指定管理者が行う公の施設の管理の監督に関すること(第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令を除く。)

第十八条第五項に次の一号を加える。

三 地方自治法の施行に関する次のこと。

イ 指定管理者との公の施設の管理に関する協定の締結（支出負担行為であるものを除く。）に関すること。

ロ 指定管理者が行う公の施設の管理の監督に関すること（第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令を除く。）。

第十八条第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

五 弘前県土整備事務所長に第一項及び第三項に規定する事務のほか、岩木川流域下水道に関する次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 地方自治法の施行に関する次のこと。

イ 指定管理者との公の施設の管理に関する協定の締結（支出負担行為であるものを除く。）に関すること。

ロ 指定管理者が行う公の施設の管理の監督に関すること（第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令を除く。）。

六 八戸県土整備事務所長に第一項から第三項までに規定する事務のほか、馬淵川流域下水道に関する次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 地方自治法の施行に関する次のこと。

イ 指定管理者との公の施設の管理に関する協定の締結（支出負担行為であるものを除く。）に関すること。

ロ 指定管理者が行う公の施設の管理の監督に関すること（第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令を除く。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の部長専決事項の欄に次の一号を加える。

四十二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第二百四十四条の二第三項の規定による指定管理者の指定に関すること。

ロ 指定管理者との公の施設の管理に関する協定の締結（支出負担行為であるものを除く。）に関すること。

別表第一市町村振興課の項の第一号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十八年二月二十七日から、弘前市、中津軽郡岩木町及び同郡相馬村を廃し、その区域をもつて弘前市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による中津軽郡及び同市の人口を次のとおり告示する。

平成十八年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

中津軽郡 千五百九十九人

弘前市 十八万九千五百十人

青森県告示第百二十五号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十八年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発行者（製 作者）名	該当条項
二六六六	書籍	裏モノJAPAN 三月号	鉄人社	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二六六七		今日からできるケータイ秘裏サイ ト一五	笠倉出版社	
二六六八		ラブキス 三月号	笠倉出版社	
二六六九		パソコンパラダイス 三月号	メディアアック ス	
二六九〇		Windy共有ファイル完全データ！ Vol.4 MPEG大百科 二月号別冊 〇一七八・〇二	ばうすたーん	

青森県告示第百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次
のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に
より公示する。

平成十八年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	指定居宅サー ビス事業者 の種別	行 う 事 業 所	指 定 日
	居宅サー ビスの種 類	居宅サー ビス事業を 行 う 事 業 所	年 月 日
	名 称	所 在 地	

青森県告示第百三十七号

平成十六年四月一日青森県告示第百五十八号（農地法第三条第二項第五号の別段
の面積）の一部を次のように改正する。

平成十八年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人 南六会	八戸市小中野一 丁目四の五二	通所介護	デイサービス センター なごむ	八戸市南郷区大字 島守字阿庄内一五 の六	平成 一六・二七
有限会社 どんぐり村	十和田市東二十 四番町三五の七	訪問看護	訪問看護ス テーション どんぐり村	十和田市東二十四 番町三五の七	"

農地の表十アールの項を次のように改める。

十アール	弘前市のうち、平成十八年二月二十六日現在における岩木町 西津軽郡深浦町のうち、平成十七年三月三十日現在における深浦 町
------	---

青森県告示第百三十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十八
年二月九日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定に
より、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、むつ市役所に備え
置いて縦覧に供する。

平成十八年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
- 1 出願人の住所及び名称

むつ市金谷一丁目一

むつ市

2 代表者の住所及び氏名

むつ市金谷一丁目一

むつ市長 杉山 肅

二 埋立区域

1 位置

むつ市脇野沢黒岩二八九番から八番二に至る地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による
国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用
いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及
び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス二二六 四四・九七メートル

の地点 Y座標 マイナス一三三 一六三メートル

の地点 X座標 プラス二二六 六二・一八四メートル

の地点 Y座標 マイナス一三四三・一九二メートル

の地点 X座標 プラス二二六 七六・一七六メートル

の地点 Y座標 マイナス一三五七・七五九メートル

の地点 X座標 プラス二二六 七三・六八六メートル

の地点 Y座標 マイナス一三七七・八八八メートル

の地点 X座標 プラス二二六 九四・九六七メートル

の地点 Y座標 マイナス一三六八・八六三メートル

の地点 X座標 プラス二二六 八・五八四メートル

の地点 Y座標 マイナス一三六七・五三 メートル

の地点 X座標 プラス二二六 六八・七七 メートル

の地点 Y座標 マイナス一三二二・三五八メートル

3 面積

一、五一九・六三平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

むつ市脇野沢黒岩二八九番から八番二に至る地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による
国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用
いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及
び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス二二六 三七・一 メートル

の地点 Y座標 マイナス一三三二・九四三メートル

の地点 X座標 プラス二二六 七六・三八八メートル

の地点 Y座標 マイナス一三七七・三七八メートル

の地点 X座標 プラス二二六一・二一 七メートル

の地点 Y座標 マイナス一三七二・二八七メートル

の地点 X座標 プラス二二六 六二・九四八メートル

の地点 Y座標 マイナス一三 四・二九 メートル

3 面積

二、四 六・一七平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第百三十九号

昭和六十二年三月二十八日青森県告示第百六十二号（流域下水道に接続し、及び下
水进行处理することができる公共下水道）の一部を次のように改正する。

平成十八年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「岩木町が管理する公共下水道」を削る。

青森県告示第百四十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一
部を次のように改正する。

平成十八年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行大学病院前支店	弘前市大字本町	を
株式会社みちのく銀行大学病院前支店	弘前市大字本町	に改め、
株式会社みちのく銀行岩木支店	弘前市大字賀田一丁目	を削り、
株式会社みちのく銀行岩木支店	中津軽郡岩木町大字賀田一丁目	を削り、
東奥信用金庫桔梗野支店	弘前市大字桔梗野二丁目	を
東奥信用金庫桔梗野支店	弘前市大字桔梗野二丁目	に改め、
東奥信用金庫岩木支店	弘前市大字賀田一丁目	を削り、
東奥信用金庫岩木支店	中津軽郡岩木町大字賀田一丁目	を削り、
つがる弘前農業協同組合岩木支店	中津軽郡岩木町大字五代	を
つがる弘前農業協同組合鳥井野支店	中津軽郡岩木町大字鳥井野	を
つがる弘前農業協同組合百沢支店	中津軽郡岩木町大字百沢	を
つがる弘前農業協同組合岩木支店	弘前市大字五代	に改め、
つがる弘前農業協同組合鳥井野支店	弘前市大字鳥井野	に改め、
つがる弘前農業協同組合百沢支店	弘前市大字百沢	に改め、
相馬村農業協同組合	中津軽郡相馬村大字五所	を
相馬村農業協同組合相馬支所	中津軽郡相馬村大字相馬	を
相馬村農業協同組合湯口支所	中津軽郡相馬村大字湯口	を
相馬村農業協同組合紙漣沢支所	中津軽郡相馬村大字紙漣沢	を
相馬村農業協同組合	弘前市大字五所	に改める。
相馬村農業協同組合相馬支所	弘前市大字相馬	に改める。
相馬村農業協同組合湯口支所	弘前市大字湯口	に改める。
相馬村農業協同組合紙漣沢支所	弘前市大字紙漣沢	に改める。

青森県告示第四百一十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
八戸市大字尻内町字内矢沢二の五
八戸広域農業協同組合
- 二 変更内容

- 1 変更前の売りさばき場所
三戸郡福地村大字苔米地字下宿一九の四
- 2 変更後の売りさばき場所
三戸郡南部町大字苔米地字下宿一九の四

人事委員会

人事委員会規則七・五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月二十七日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

「修 育 小 学 校」弘前市大字十面沢字赤坂一の一」を

「修 育 小 学 校 弘前市大字十面沢字赤坂一の一
常盤野小学校 弘前市大字常盤野字湯の沢四五の
四」に、

「いわさき小学校 西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜一
五八の四」を

「常盤野小学校 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯ノ
沢四五の四」を

「いわさき小学校 西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜一
五八の四」に改める。

別表第一の中学校の表中

「田 代 中 学 校 八戸市南郷区大字島守字赤羽六の
二五」を

「常盤野中学校 弘前市大字常盤野字湯の沢四五の
四」に、

「田 代 中 学 校 八戸市南郷区大字島守字赤羽六の
二五」を

「岩 崎 中 学 校 西津軽郡深浦町大字正道尻字小磯
一三の二」を

「常盤野中学校 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯ノ
沢四五の四」を

「岩 崎 中 学 校 西津軽郡深浦町大字正道尻字小磯
一三の二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月二十七日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第三号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一弘前警察署の項中

「中津軽郡岩木町大字熊島字豊田二九七番地九」

「中津軽郡相馬村大字五所字野沢四七番地一」

を

「弘前市大字熊島字豊田二九七番地九
弘前市大字五所字野沢四七番地一」

に、

「中津軽郡岩木町大字五代字早稲田五〇八番地四一」

を

「弘前市大字五代字早稲田五〇八番地四一」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社
每週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭